

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千八百三十六號
明治廿六年十二月十二日火曜日
舊曆癸巳十一月十四日(癸未)

(西曆一千八百九十三年)

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(海外送送には此他後)

一 號 貳錢五厘(一箇月) 前金五拾錢(三箇月) 前金壹圓四拾五錢(六箇月) 前金貳圓八拾五錢(一箇年) 前金五圓六拾錢(月曜日休刊)(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報送送料

- 一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山、山津 一箇月 金拾三錢
- 二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢
- 三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島 一箇月 金三拾錢
- 四 香港を經て郵送する亞細亞諸島、太平洋諸島、露領滿洲、清國諸港 一箇月 金六拾五錢
- 五 露領滿洲、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料(前定)

一行五箇字	一箇日	一錢
一行十箇字	一箇日	二錢
一行二十箇字	一箇日	四錢
一行三十箇字	一箇日	六錢
一行四十箇字	一箇日	八錢
一行五十箇字	一箇日	一圓

廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる者なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき答に付兼め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿せよ

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨り時事新報社に社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せざるも世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と誤する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も算からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に寄稿せらるるを請ふ

時事新報社に達したる投書原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

非内地雜居論の非を論ず

世間一種の論者があるが如し即ち論者は日本人と西洋人とを比較すれば少なくとも商賣の一點に於ては彼れの我れに優るとも數等なるを明に自白する者にして愛國者の議論としては聊か自信に乏しきものと云はざるを得ず其無氣力なるは免れざるも其に最も注意を要するの一事は今日事々しく非内地雜居論を主張する者の人論如何の困難なり彼の無智無學なる頑固者流が一片の感情に制せられて所謂異國人を嫌ふが如きは固より論外にして僅しむに足らざるも其論者中にて稍や上流の位置を占め世間に多少の勢力をあらんとせざる人人に就て見るも中八九は西洋の書を讀まず西洋の人に変り手殊に商賣取引の事は最も不慣なる所にして其見識を廣からず外商に如何なる技倆あるや、日本の實業は如何なる邊にまで發達したるや、内外相接して双方の關點は果して何れの處に存して利害の歸する所、果して如何なる可きやなど實際の問題に就ては極めて迂濶なる人物のみ此種の人が實業界の商人に面接すれば一言の下に論破せられて辯論に窮するが故に常に之を避けて近づかざるは世の普く知る所なり左れば斯る商賣以外の空論家が商賣上の利害を根據にして内地雜居の得失を喋々するは生來曾て竹刀を手にしたるもどなき町人百姓原が劍術の勝負に意見を述ぶが如し其説の取るに足らざるは固より分り切たることにして我輩は世の實業者と共に重きを置かざる者なり蓋し彼輩は我國の始に日本人が外商の爲めに欺かれて大判小判の實買に損失を蒙りたるもどなきを傳聞し又記憶して歐米人の狡猾を恐るゝ者にてもあらんかなれども是れ日本武士が弓矢を以て異國船を退治せんとしたる其同時代に起りし昔々の物語にして爾來我武備の進歩と共に商賣法も亦共に進歩し大判小判の如きは今は唯一場的笑話に歸するのみ誰れか三十年前の笑話を今日の實地に再演する者あらんや商家眞劍の勝負に素人の差圖無用たる可きものなり現に横濱神戸等の開港場にて内外商の取引に外商のみ獨り利益を專にするもどなきを見て我國人が歐米人に對して利を争ふの能力に乏しからざるを知るに足る可し或る實業家の語に我國在留の外國商人の中往々内地の米相場などに手を出して勝敗を試みるものなきに非ざれども大抵は實業に於て多少の損害を蒙るの常なり斯る商人輩が内地に入り來りて商利を争ふもどなきも亦恐るゝに足らざるのみか其來るもどなきも亦多くして商業の愈々繁多なるも商家の本意なれ又面目なれ如何なる事情に接するも我商權を奪はるゝなきは思ふ所ざるもどなきなりと云へり之を要するに非内地雜居論が内外競争の結果に就て換念するは其人の平素商賣の實地に於て外國人の技倆も日本人の技倆も共に之を知らざるの罪にして其知らざるの極、遂に感病に陥りたるものと云ふ可し左れば身軀から實業に従事して既に外人の手並を知り又自家の力にも覺る當局者にして高々大丈夫なりと公言し又實際に就いて之を保證するからには最早や體よ

官報

○内務省告示第六十四號
一 明治二十七年九月星表 全一册 増山金次郎發行
右出版物ハ略本層類似ト認ムルヲ以テ其發賣額布ヲ禁止ス
明治二十六年十二月十一日 内務大臣伯耆井上肇

○逓信省告示第二百七十六號
本月十六日ヨリ左ノ逓郵便受取所ヲ移轉改稱ス
明治二十六年十二月十一日 逓信大臣伯耆黒田清隆

雜報

○地方の機關、九州の旗色 自由黨の分裂以來各地方に於ける同黨派の旗色は俄かに一變したり勿論同黨内部の事情は斯くあるべしと雖も夙より豫想したるならんが各地の機關新聞は成るべく之を擁護せんとするに他の攻撃に違ふも務めて自黨の手前味噌を並べ居たるに藩生氏の除名、二十餘名の分裂、星氏脱黨の事等地方に傳聞せしより急なるの筆鋒を改めたるもれば躊躇して中央部の大勢を傍觀し何とも筆を下す能はずして他の笑を買ふも亦就中自由黨に大關係を有する九州地方の各新聞は地理の遠隔せるため詳細を知るに幾多の日數を要するのみか日々の電信は一回毎に急を報じてます、意外の事のみ多ければ其所論も一定せざるに平生無事の日にてすら家戰激しき同地方の事として反對派の論議甚だしく殆んを答辨方に因却の體なりしが佐賀縣の自由黨機關として聞えたる肥後日報は「自由黨の既往現在を説き大聲疾呼するの民黨に買す」と題して自由黨と九州民黨及び佐賀民黨の關係を述べ

嗚呼佐賀縣民黨は勿論九州人士は自由黨に向て尙ほ忍ぶべき義務あるか咄、機は一たび去て再び來らずと云々
○自由黨の機關新聞は「星幸氏の脱黨」と題して今の星氏にして(信任問題後の)自由黨に在るは一利なくして百不利ありと論じ

○自由黨の除名せざるを強請したり
星本西海道自由新聞は未だ決する所なきためか「此西海道自由如何なる方針に出るや聞かまはし」と熊本新聞より促され福岡の福新報は「自由黨脱黨者の將來」と題して脱黨者に二派あり一は東北派にして

一は九州派なれど、歸すべし後者は空しく足らず前者の主義も斷ずる所なきとして所見を述べ自由黨の影響なりと云へし

○新潟縣會の
會にても亦常置委員を置くに同縣に於六日の常置委員會にて其簡へ答申しかりしを議決す

○冬季博覽會
概の建築を終り暫くは地盤を引渡すなり場中に於て鐵道の内觀氣球は乗客爲め乗るもの多かるもの甚だ多く隨本邦の人力車を雇度も頻りに其計畫を露顯は二十二年を以て一オンスと八萬百九十九基なるの成績を見るに抑々(昨年)に比すれば昨年に比すれば百三十三萬六千九百

佛國種 九五二二名
日本種 二二二一名
復數日本種
其他外國種
又右に付收穫額の佛國種 九五二二名
日本種 二二二一名
復數日本種 二二二一名
其他外國種 一八二名
又藤野一オンス及高價なりしが如し
○待續會社の
度株式組織となし十五萬圓を合して